

全国歯科医師国民健康保険会報



題字：第82代 内閣総理大臣 橋本 龍太郎 閣下 写真：アルハンブラ宮殿 ライオンの中庭／撮影者 Y. S

2022.5 90号

全国歯科医師国民健康保険組合

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

第 90 回通常組合会

令和 4 年度事業計画、歳入歳出予算を承認 組合会議長に小林議員、副議長に増田議員を選出

令和 4 年 3 月 30 日（水）午後 1 時より、朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「5H」において、第 90 回通常組合会が開催された。

改選後初めての組合会となるため、通常は氏名点呼時に各議員の挨拶があるが、新型コロナウイルス感染症の影響のため省略となり、開会の辞へと続いた。

仮議長には前副議長の岸本敏郎議員（福井県支部）を選出し、日程の一部を変更し、第 1 号議案議長・副議長の選任が上程された。

議長・副議長の選出は協議方式とし、組合会を暫時休会し、各地区より推薦された地区代表議員により協議された。

その結果、議長には青森県支部の小林敏彦議員、副議長には香川県支部の増田修一議員を選出し、その後再開された組合会で全員挙手により承認された。

新議長のもと、議事録署名人に高知県支部の井上晴雄議員を指名した。

続いて、物故組合員に対する黙祷を行い、昨年 11 月に物故された栃木県支部元副支部長の佐川徹三先生をはじめ、1 種組合員 36 名、3 種組合員 6 名、計 42 名のご冥福をお祈りした。その後三塚憲二理事長より挨拶があった後、議案へと入った。

令和 4 年度保険料賦課額、事業計画、歳入・歳出予算について慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。



第 90 回通常組合会の様子

■開会の辞（要旨）

鈴木副理事長

本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

令和 3 年、令和 4 年予算が非常に厳しくなっております。そのため、皆様方には慎重審議の程どうぞよろしく願いいたします。



■議長・副議長挨拶（要旨）

小林議長（青森県支部）

只今、議長に選任いただきました、青森県支部の小林敏彦でございます。
不慣れではございますけれども、鋭意務めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
コロナ禍ということで、円滑な議事進行へも重ねてご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。



増田副議長（香川県支部）

只今、副議長に任命いただきました、香川県支部の増田修一でございます。
会のスムーズな進行はもとより、組合会の先生方にとって、少しでも意義ある会となりますよう明鏡止水の気持ちで任務にあたりたいと思います。
誠心誠意努めさせていただきますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。



■理事長挨拶（要旨）

三塚理事長

年度末で大変お忙しく、そしてまだまだコロナ感染が収束しない中にも関わらず、お集まりいただきありがとうございます。
岩手県支部の議員の先生方につきましては、先日の地震の影響により、今回は特例により Web 参加という形になります。
特にお伝えしたいことを何点かお話しさせていただきます。
まず、令和4年度もコロナ感染症が収束しない、全く出口が見えない状況下での組合運営が続くと想定しておりますので、会議開催時は、引き続きオンライン等を活用し効率的な運営を図ります。

保健事業につきましては、いかに組合員の方々の健康を維持増進させ、さらには行動変容を起こさせるかが一番の課題です。

特定健診・特定保健指導、がん検診等の保健事業において、ICT を活用し、組合員一人一人が自身の健康を進んで守っていくという行動変容が起きるような保健事業に取り組んでいきます。具体的には、特定保健指導等をアプリにて実施し、将来的にはパーソナルヘルスレコードと結びつけるような仕組みを計画しております。

また、令和4年度は一年延長になっている所得調査を行うこととなりますが、皆様へご面倒、ご迷惑をお掛けすることもあるかと思えます。

そのような中、令和3年5月21日の財政制度審議会において「所得水準の高い国民健康保険組合に対する定率補助の廃止」という意見が諮られました。例えばこの意見が厚労省、財務省へ届いた場合、非常に厳しい状況下に追い込まれる可能性があります。

骨太方針2021の中では、全身の関連性を含む口腔の健康の重要性を鑑み、歯科保健医療体制の構築と強化に取り組むことが強く明文化され、歯科医師及び歯科医療関係者が国民の健康寿命延伸に深く寄与していることが明白にされております。従って、これについて到底受け入れることが出来ず、看過できる内容ではないと認識しております。これは言わば社会的なインフラの1つを変えることと同様である、と私は考えます。

私たち全歯国保組合の仕事の一番の目的は、国民の健康を守る歯科医師、そして歯科医療従事者の健康を守り、保持増進をさせていくことです。歯科医療は社会的なインフラの1つであると私は考えております。私たち歯科医師、歯科医療に携わる者たちは、国民の健康寿命の延伸に寄与をしており、例えば電気や水などのライフラインが停止すると、国民の生命が危機に瀕するのと同様に、私たち歯科医師・歯科医療関係者が国民に対して歯科保健医療が提供できなくなった場合、国民の健康を維持することができず、それが国民の生命に危機を及ぼすということが想定されます。

私どもの歯科医師国保組合の補助率は13%から30%になってきております。現在、医師国保組合の補助率は13%ですが、今の状況はどうでしょう。医師と歯科医師を比べると、収入のアンバランスはますます顕在化してきているのが現状です。ですから、私たちが所得の高い組合だということ自体がそもそも間違っていると私は認識している中で、この補助率をゼロにするという暴論は全く認めることはできません。国の補助がなくなってしまうと、私どもが国に供出する、例えば高齢者の支援金の補助は、今と同じようにかかるわけで、この組合を維持するためには今まで貯めておいた各組合の積立金等を取り崩していくか、保健事業を全くなくしてしまうか、もしくは先生方から頂く保険料を増やすしか方法がなくなり、組合自体の魅力が全く無くなりますので組合員は市町村国保に移り、国庫からの支出が大幅に増えることとなります。(市町村国保は、補助率50%)

そこで、私たちの歯科保健医療は社会インフラの1つであるということを国会議員の先生方、国民の皆さんに周知していく必要があると思います。従いまして、来月の4月19日、全国歯科医師国民健康保険組合連合会（以下、全歯連）主催で国会議員との意見交換会を開きます。そこで20～30分時間を頂いて、私が全歯連の副会長という立場で国保の抱える様々な問題点をお話ししながら、国会議員の先生と膝を交えてお話をし、問題を提起して、そして共通認識をしていただく形で進めていこうかと考えております。令和4年度はこのような形で国に向けての働き掛けを強くしていこうと考えております。また、令和4年度は当組合のガバナンスを再検討させていただき、よりしっかりとした組合運営を図りたく思います。さらに、世代交代に向けての第一歩を踏み出す年にし、様々な先生方の英知を集め、引き続き健全な運営ができるよう取り組んでまいりますので、皆様方のご理解、ご協力、ご支援を賜りたく存じます。

議事

第1号議案 議長・副議長選任の件

齊藤専務理事

齊藤専務理事より議長・副議長の選任方法について説明があり、協議による選任となった。

続いてA、B、C地区の組合会議員から選出された6名からなる地区代表議員会で協議、選出し、組合会の承諾を得て決定する旨の説明があった。

地区代表議員（A地区：青森県支部・近藤曆史議員、新潟県支部・井比陽議員、B地区：滋賀県支部・角田和芳議員、石川県支部・佐々木康雄議員、C地区：山口県支部・下村明生議員、高知県支部・森本靖士議員）の選出後、組合会を暫時休会し、別室にて地区代表議員会を開催した。委員長に井比陽議員（新潟県支部）を選出し、慎重な審議の結果、議長に小林敏彦議員（青森県支部）、副議長に増田修一議員（香川県支部）を選出した。その後再開した組合会にて承認を諮り、全員挙手で新議長・副議長が選ばれた。



第2号議案 令和4年度保険料賦課額(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

保険料賦課額については、令和4年度保険料賦課額(案)の算定方法について詳しい説明の後、挙手多数により可決承認された。

1. 基礎賦課額(所得割)(案)について据え置きとしたい。
2. 基礎賦課額(均等割)(案)について据え置きとしたい。
3. 後期高齢者支援金等賦課額(案)について据え置きとしたい。
4. 介護納付金賦課額(案)について据え置きとしたい。
5. 後期高齢者賦課額(案)について据え置きとしたい。

第3号議案 令和4年度事業計画(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

令和4年度事業計画(案)についての説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

I 概況

令和3年も引き続き、当組合運営も新型コロナウイルス対応の中での厳しい運営に終始した。更に令和4年となり、これまでにないレベルのオミクロン株の急激な感染拡大が始まり、収束の糸口すら見えないままの組合運営が続いている。また、イギリス、デンマークなどの国では「BA. 2」と呼ばれるオミクロン株への置き換えがみられ、家庭内感染者に対する感染力が一段と高まっている現状でもあり予断を許さない状況が続いている。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症を克服し、ポストコロナへの新たな仕組みの構築、少子化対策、デジタル化、力強い成長をはかるとして、令和4年度予算案に33兆5160億円を計上した。これは令和3年度より1.1%増加に留まり、そのうち社会保障関係費は33兆1833億円となった。

また骨太の方針2021の中で医療費適正化を推進するために、2024年度から始まる第4期医療費適正化計画期間に対応する措置を講ずるとし、人生100年時代到来を踏まえ、働き方の変化を中心に、社会保障全般にわたる改革を進めるとしている。特に予防介護として、保険者努力支援制度の抜本改正、介護インセンティブ交付金の強化、エビデンスに基づく政策の促進、介護サービスにおけるテクノロジーの活用など、全世代型社会保障改革での具体策を示しているところである。

その中で、令和4年度国保組合助成費として2683億円を計上した。これは前年度の2732億円と比較すると1.8%減となり、3年連続の減少となった。これは診療報酬のマイナス改定(全体でマイナス0.94%)などが影響していると考えられる。被保険者数は266万4千人として、人口減少や後期高齢者医療制度への移行を鑑み1.1%の減少と見込んだ。ここにも人口減少時代が如実に反映されている。

また、令和3年度の国保組合の保険者インセンティブは前年度と同じ7億円で、医療費適正化の要点科目としての増額が望まれるところである。

このように急速な高齢化・少子化の中での長引く新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックにより、個人から国家まで計り知れない影響を及ぼし、特に経済状況の悪化を背景に国保財政の脆弱化が一段と進む状況にある。当組合は感染拡大を契機として、ICTを活用したトランスフォーメーションを積極的に取り組み、ポストコロナ時代に適応した健全な組合運営をはかり、組合員の健康づくりを更に進めQOLの向上をはかりたい。

II 事業運営の方針

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルスの感染症が確認されて以降、感染の影響は個人の意識・生活から地域社会まで幅広く及び、当組合の運営にも厳しい対応が続いている。令和4年度も引き続き感染症

拡大のなか、組合員一人ひとりが健康増進に向けて、「行動変容」を起こせるような健康づくりの施策を進めたい。またICTの活用が定着化したことを踏まえ、状況に応じての平常時と緊急時を切り替えることができる組合運営システムの構築をはかりたい。

令和3年度に予定していた所得調査は新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮し、1年延長され、本年度実施予定となった。従って、本年度は国庫補助率30.0%組合となり、引き続き安定した組合財政運営の目途が立ち、且つ、長引く新型コロナウイルス感染症により、各診療所の経営状況が逼迫している状況を鑑み、保険料等の見直しは行わず据え置きとした。前述のように本年度は所得調査の年となる予定である。また3年に一度の資格確認調査を実施する。支部職員にご面倒をおかけすることとなるがご協力をお願いしたい。

次に組合運営の業務管理の基幹システムについては、昨年度より引き続き、コスト削減、自然災害等によるデータ喪失と業務継続へのリスク解消のため政府の提唱するクラウド化の実現に向けて進めたい。

国の進める全世代型社会保障制度の未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置については、国の通知を待ち、速やかに未就学児の人数に応じて年12,000円の補助を行う。

また、医療費適正化政策をはかる中、ジェネリック医薬品及びリフィル処方箋の促進、セルフメディケーションの推進とOTC医薬品の普及に取り組んでいく所存である。

次に保健事業については、長引く感染症拡大により、心身ともに疲弊する中、疾病予防・健康づくり施策では健康増進のため極めて重要な役割を担っている。そこで、インセンティブ強化を進め、組合員自らが行動変容を起こし健康管理・増進をはかるような施策に取り組む。将来的には個人の健康履歴であるPHRの推進を課題としたい。

特にICT活用による組合員の疾病予防・健康づくりとして、食事を中心としたライフログデータにより健康管理を可能とするアプリの活用を促進し、今後は歯科診療所単位の健康づくりにつながるイベントも計画していく予定である。

受診率の低迷が続く特定健康診査・特定保健指導については、国の実証事業で、NDBデータを用いての特定保健指導が健診結果に与える影響が推定された結果を受け、令和6年度からの第4期医療費適正化計画において事業効果などの明確化をはかるとしている。当組合も更なる受診率向上を目指して、新型コロナウイルス感染症拡大に対応した対面指導のないICT活用の特定保健指導「マイトク」の利用促進をはかり、利用者へのインセンティブを行うとともに、特定健康診査受診者については、現在実施しているインセンティブを継続し、受診率向上を促進する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に対応しての節目健診は令和3年度該当者に対して1年間の期間延長をはかる。

本年度も新型コロナウイルス感染症の収束の不透明な中での緊迫した組合運営となるが、組合員の心身とともに健康増進と組合機能の見える化・スリム化を目指し、継続可能な健全な運営をはかりつつ、次世代への継承の出発点となる年度としたい。

Ⅲ 実施事業

※令和4年度の保険料賦課額、保険料賦課額の免除、療養給付費の支給、保健事業の詳細については、申請方法と合わせp.13より詳しくお知らせ

1. 保健事業

(1) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者（空腹時血糖126mg/dℓ以上又はHbA1c6.5%以上）を抽出し、糖尿病受療歴がない者に受診勧奨を行う。

(2) 歯科健診

歯科健診の対象者は、本年度は1種組合員を除く被保険者（家族は健診時18歳以上）とし、

健診を実施する医療機関は原則的として、雇用される1種組合員（1種家族は組合員）の診療所とする。

実施医療機関（1種組合員）に支給する歯科健診文書料及び指導料の額は、受診者1名につき1,000円とする。

(3) 医療分析の実施

専門的な知識を有する者による被保険者の医療費分析を行い、医療費の削減を図る。

(4) 未就学児に係る子育て世帯に対する経済的負担の軽減措置の導入（予定）

11月30日時点で未就学児のいる世帯に対し、未就学児一人あたり年12,000円を補助する。

2. レセプト点検の実施

連合会で行うレセプト点検に加え、組合独自で高額医療レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行うとともに、費用対効果の効率化に努める。

3. 広報活動

(1) 組合報の発行

(2) ホームページの活用

4. 資格確認の実施

資格確認調査を実施する。（3年に1回）

5. 所得調査の実施（予定）

国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市区町村民税の課税標準額の調査の実施。

IV 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが実施され、国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

また、国の進める押印廃止を踏まえ、当組合の押印を求める手続の見直しについて、適切に対応していくと共に、基幹システムのクラウド化に向けた準備を進める。

V 事務研修会の開催

支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために事務研修会及びICTを利用した毎月のオンライン実務打合せを開催する。

VI コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画に基づき、研修会を開催する。

各支部の健康づくり計画の共有化を図るために、健康づくり推進部会を開催する。

VII 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

VIII 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第4号議案 令和4年度歳入歳出予算(案) について議決を求める件 鈴木副理事長

令和4年度歳入歳出予算(案) について説明があり、挙手多数により可決承認された。

令和4年度 歳入歳出予算書

歳入		予算額
款	項	(単位:千円)
1. 国民健康保険料		12,659,678
	1. 国民健康保険料	12,659,678
2. 使用料及び手数料		1
	1. 督促手数料	1
3. 国庫支出金		3,950,410
	1. 国庫負担金	37,136
	2. 国庫補助金	3,913,274
4. 前期高齢者交付金		2
	1. 前期高齢者交付金	2
5. 共同事業交付金		275,741
	1. 共同事業交付金	275,741
6. 財産収入		13,305
	1. 財産運用収入	13,305
7. 繰入金		7
	1. 特別積立金繰入金	1
	2. 給付費等支払準備金繰入金	1
	3. 別途積立金繰入金	1
	4. 事務所維持・拡充積立金繰入金	1
	5. 役員退職慰労金積立金繰入金	1
	6. 職員退職手当積立金繰入金	1
	7. 国保事業安定積立金繰入金	1
8. 繰越金		3,000,000
	1. 繰越金	3,000,000
9. 諸収入		62
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	54
	4. 雑収入	6
歳入	合計	19,899,206

歳出		予算額
款	項	
1. 組合会費		18,011
	1. 組合会費	18,011
2. 総務費		683,895
	1. 総務管理費	683,894
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		9,825,409
	1. 療養諸費	8,375,651
	2. 高額療養費	789,711
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	489,125
	5. 葬祭費	21,060
	6. 傷病手当金	60,302
	7. 出産手当金	88,560
4. 後期高齢者支援金等		3,901,629
	1. 後期高齢者支援金等	3,901,629
5. 前期高齢者納付金等		1,821,742
	1. 前期高齢者納付金等	1,821,742
6. 介護納付金		1,950,529
	1. 介護納付金	1,950,529
7. 共同事業拠出金		393,564
	1. 共同事業拠出金	393,562
	2. 共同事業負担金	2
8. 保健事業費		647,489
	1. 特定健康診査等事業費	158,300
	2. 保健事業費	489,189
9. 積立金		38,304
	1. 積立金	38,304
10. 諸支出金		1
	1. 償還金	1
11. 予備費		618,633
	1. 予備費	618,633
歳出	合計	19,899,206

歳入 (※100万円以下省略)

◆国民健康保険料は、総額126億5,900万円。(前年度比8,700万円の増)

- ①医療給付費分保険料は、88億500万円。
 - ・所得割賦課額は、25億8,100万円(前年度比1億1,000万円の増)
 - ・均等割賦課額は、62億2,400万円(前年度比1,900万円の減)
- ②後期高齢者支援金賦課額は、25億5,500万円(前年度比1,600万円の減)
- ③介護納付金賦課額は、12億3,200万円(前年度比500万円の増)
- ④後期高齢者組合員賦課額は、6,500万円(前年度比500万円の増)

◆国庫支出金は、総額39億5,000万円。(前年度比100万円の増)

- ①国庫負担金は、3,700万円。(前年度比600万円の減)
- ②国庫補助金は、39億1,300万円(前年度比800万円の増)
- (1)療養給付費等補助金は、36億7,400万円。(前年度比1,000万円の減)
 - ・療養給付費補助金は、22億1,600万円。
 - [内訳:療養給付費(医療給付分)は、17億9,100

万円。(45%を占める)前期高齢者納付金は、4億2,500万円。(10%を占める)

- ・後期高齢者支援金補助金は、9億5,800万円。(前年度比3,000万円の減)
- ・介護納付金補助金は、4億9,800万円。(前年度比1,000万円の減)
- (2)出産育児一時金等補助金は、1億6,500万円。(前年度比2,600万円の増)
- ※高額医療費共同事業補助金の4,300万円が含まれる。(前年度比1,000万円の増)その他7,300万円。
- ・特別調整補助金は、5,100万円。

◆共同事業交付金は、2億7,500万円。(前年度比1,100万円の増)

◆繰越金は、30億円。(前年度比5億円の増)

歳入予算総額は、前年度より5億8,700万円の増の198億9,900万円の予算を計上した。

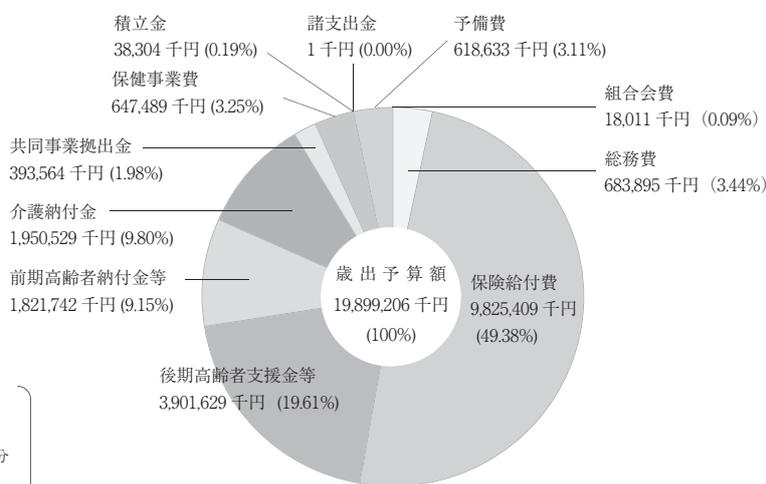
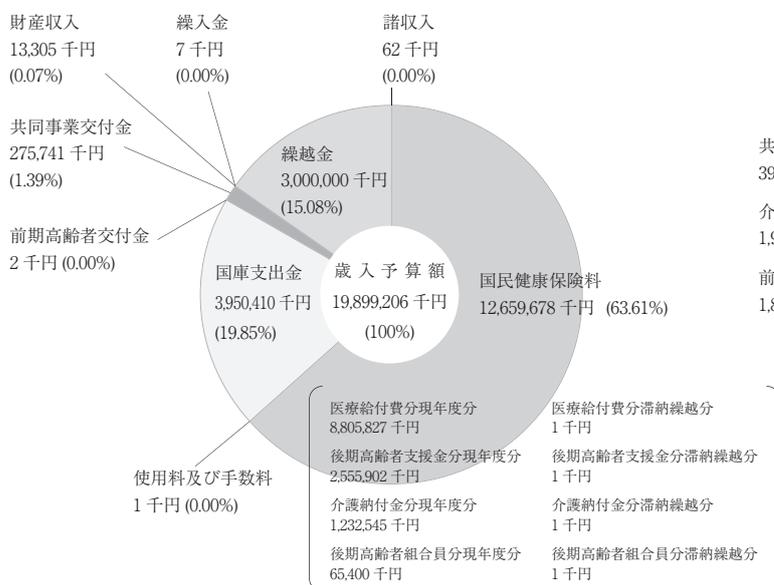


歳出

- ◆組合会費は、1,800万円。(前年度比100万円の減)
- ◆総務費は、6億8,300万円。(前年度比100万円の減)
 - ・一般管理費は5億8,300万円。(前年度比1,200万円の減)
 - ※新規採用2名分、引き継ぎ分を含む。
- ◆保険給付費は、98億2,500万円。(前年度比7億8,000万円の増)
 - ・療養諸費は、83億7,500万円。(前年度比6億5,600万円の増)療養給付費、療養費、審査手数料合計で保険給付費の85%を占める。
 - ・高額療養費は、7億8,900万円。(前年度比5,800万円の増)
 - ・出産育児諸費は、4億8,900万円。(前年度比6,500万円の増)
 - ・葬祭費は、2,100万円。(前年度比500万円の増)
 - ・傷病手当金は6,000万円。(前年度比100万円の増)
 - ・出産手当金は、8,800万円。(前年度比600万円の減)
- ◆後期高齢者支援金額は、39億100万円。(前年度比7,400万円の減)
 - 被保険者全員から徴収した後期高齢者賦課額は、25億5,500万円。
 - 後期高齢者支援金補助金は9億5,800万円。
 - 差額分の3億8,600万円は、基礎賦課額から支出することになる。
- ◆前期高齢者納付金は、18億2,100万円。(前年度比2億9,500万円の減)

- 国庫補助金は、4億2,500万円。
 - 組合で負担するのは13億9,600万円程。(組合員1人あたり月額1,831円)
 - ◆介護納付金は、19億5,000万円。(前年度比1,000万円の減)
 - 40～64歳の被保険者から徴収した介護納付金賦課額は、12億3,200万円。
 - 国庫補助金は、4億9,800万円。
 - 差額分の2億1,900万円は基礎賦課額より支出する。
 - ・後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金を合わせると、約20億円を組合が負担しなければならない。
 - ◆共同事業拠出金は、3億9,300万円。(前年度比1,600万円の増)
 - ◆保健事業費は、6億4,700万円。(前年度比6,500万円の増)
 - ◆積立金は、3,800万円。(前年度比200万円の減)
 - ※積立金総額は68億4,000万円。(令和3年12月末時点)
 - ◆諸支出金は、1,000円。
 - ◆予備費は、6億1,800万円。(前年度比1億1,100万円)
- 令和4年度も引き続き、厳しい運営となるが、令和3年度より5億8,700万円増の198億9,900万円の予算を計上した。

令和4年度 歳入・歳出予算に占める各款別構成割合



報告事項

齊藤専務理事

〔全国歯関係〕

●未就学児に係る子育て世帯に対する経済的負担の軽減措置の導入について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の保険料に係る規約の有無に因らず、未就学児世帯がいる世帯に対し、当該未就学児の人数に応じて補助を予定しているもの。

国から正式に通知が届き次第、理事会等で協議する。

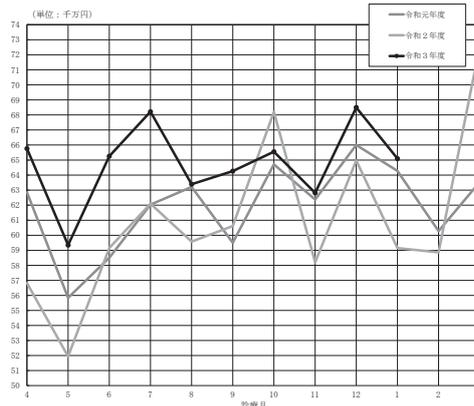
●令和3年度療養給付費の状況について

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが解消されたと見られ、1年間を通して療養給付費が上がった。

診療月	令和元年度	令和2年度	伸び率	令和3年度	伸び率
4月	628,611,875	568,263,464	▲ 9.60	657,670,409	15.73
5月	558,373,930	519,422,621	▲ 6.98	593,441,236	14.25
6月	585,040,012	591,518,225	1.11	652,571,130	10.32
7月	620,327,233	620,983,834	0.11	682,194,283	9.86
8月	632,083,245	595,790,623	▲ 5.74	633,904,149	6.40
9月	595,048,686	606,147,139	1.87	642,653,284	6.02
10月	647,144,173	682,004,647	5.39	655,521,958	▲ 3.88
11月	623,733,144	582,000,617	▲ 6.69	628,149,977	7.93
12月	660,044,990	649,767,708	▲ 1.56	684,957,328	5.42
1月	642,757,390	591,483,977	▲ 7.98	※ 650,966,902	10.06
2月	602,797,162	588,620,700	▲ 2.35		
3月	635,403,882	725,802,462	14.23		
合計	7,431,365,722	7,321,806,017	▲ 1.47	6,482,030,656	
年間平均	619,280,477	610,150,501	▲ 1.47	648,203,066	6.24

※令和4年1月の療養給付費は確定額ではありません

令和3年度療養給付費の状況



●新型コロナウイルス感染症による保険料免除及び傷病手当金について

(保険料免除) ・新型コロナウイルス感染症の影響により死亡、重篤、収入減少した22組合員世帯に対し、国の財政支援により、5,258,276円免除した。

・連続10日以上休診又は休職し、収入が減少した40組合員世帯に対し、組合規程に基づいて1,240,600円免除した。

(傷病手当金) ・新型コロナウイルス感染症の影響により休職した107名に対し、国の財政支援により計5,877,321円支給した。

●申請様式の変更について (令和4年度より)

令和2年12月25日付、厚生労働省の通達により、国民健康保険法施行規則の一部改正がされ、全国歯に提出する各種申請書への押印省略に加え、一部を除き自署でなくとも押印不要となった。

※各種申請書ごとの押印の要否については、本組合ホームページをご参照ください。

●令和4年度会議予定について

令和4年度 会議 予定 表

令和4年4月末現在

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所		
令和4年度	5月	18日(水)	第1回常務会	13:30	フクラシア東京ステーション(朝日生命大手町ビル)	ハイブリッド会議	
	6月	15日(水)	第1回監事会	15:00	東京事務所		
		29日(水)	第1回理事会	13:30	フクラシア東京ステーション(朝日生命大手町ビル)	ハイブリッド会議	
	7月	13日(水)	第2回常務会	13:30	WEB会議(東京事務所)		
		24日(日)	第1回議長団打合せ 第91回通常組合会	12:00 13:00	フクラシア東京ステーション(朝日生命大手町ビル)		
	10月	20日(木)	コンプライアンス研修会 健康づくり推進部会	13:30 14:30	WEB研修会(東京事務所)		
		26日(水)	第3回常務会	13:30	JPタワーホール&カンファレンス(東京駅丸の内南口)	ハイブリッド会議	
	11月	16日(水)	第2回理事会	13:30	丸ビルホール&カンファレンススクエア(東京駅丸の内南口)	ハイブリッド会議	
	2023年 (令和5年)	2月	16日(木)	第4回常務会	13:30	丸ビルホール&カンファレンススクエア(東京駅丸の内南口)	ハイブリッド会議
			22日(水)	第2回監事会	15:00	東京事務所	
3月		15日(水)	第3回理事会	13:30	丸ビルホール&カンファレンススクエア(東京駅丸の内南口)	ハイブリッド会議	
		23日(木)	第5回常務会	13:30	WEB会議(東京事務所)		
		26日(日)	第2回議長団打合せ 第92回通常組合会	12:00 13:00	丸ビルホール&カンファレンススクエア(東京駅丸の内南口)		

※常務会・理事会については新型コロナウイルス感染状況により、Web会議に変更する場合があります。

■叙勲受章者に対する記念品贈呈

高嶺常務理事より、令和3年秋の叙勲で保健衛生功勞により旭日小綬章を受章された三塚理事長（山梨県）、春日常務理事（長野県）、旭日双光章を受章された井川議員（徳島県）の紹介があり、鈴木副理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。

受章者を代表し、春日常務理事が謝辞を述べた。



高嶺常務理事

■叙勲受章者挨拶（要旨） 春日常務理事



叙勲受章に際しまして、記念品を頂きありがとうございます。

例年ですと、厚労省へ赴き、大臣より勲記と勲章を頂いた後、皇居へ参賀し、宮殿にて天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜り、記念撮影を行うのが通例ですが、コロナ禍のため、長野県庁へ赴き、長野県知事より勲記と勲章を頂きました。

その後、皇居へ参賀するようご案内を頂き、天皇陛下へ謁見して参りました。

今回の叙勲受章は、私個人の業績ではございません。これもひとえに、周りの方々の御支援とお力添えの賜物です。この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。

今後はこれを出発点として、微力ではございますが何らかの形でお手伝いできればと考えております。本日は誠にありがとうございました。



三塚理事長（山梨県）



春日常務理事（長野県）



井川議員（徳島県）

■閉会の辞（要旨） 芦田副理事長

本日は、長時間お疲れさまでした。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でお集まりいただきありがとうございました。

また、新議長、新副議長になられた先生方どうぞよろしく願いいたします。

叙勲受章された先生方、おめでとうございませう。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

蔓延防止措置が解除になり、人出が増えた様に思いますので、お気をつけてお帰りくださいませ。

本日はご出席いただきありがとうございました。



鳥取県支部

鳥取県は、人口が約55万人と全国で一番少ない県であり、お隣の全国で二番目に人口が少ない鳥根県と共に山陰地方と呼ばれています。どんよりした曇り空の日が多く、山の陰（かげ）のイメージはありますが、山陰にはもう一つの意味があります。それは、「山陰には『山ほどのお陰さまがある』、日々お陰さまと感謝の気持ちをもって暮らしている方がたくさん住んでおられる。あなた方が住んでいる場所はなんといい土地柄なのか！」と以前聞いたことがあります。先ほどネットで調べてみましたが、その話を見つけることはできませんでしたので真偽の程は定かではありませんが『山ほどお陰さまがある地方』と覚えていただければ幸いです。

昨年の東京オリンピックで鳥取県初の金メダリストとなったボクシングの入江聖奈選手も、試合前「砂丘色のメダルを目指す」と宣言したように鳥取といえば砂丘のイメージが強いですが、他にも名所はあります。県中部の日本一危険な国宝「三徳山三仏寺投入堂」、県西部の「中国地方最高峰の大山（だいせん）」が代表的なところですが他にもまだまだあります。ゲゲゲの鬼太郎の水木しげる、名探偵コナンの青山剛昌、孤独のグルメの谷口ジローの出身地であることから漫画王国を宣言しており、水木しげるロードや青山剛昌ふるさと館があり、鳥取空港は鳥取砂丘コナン空港、米子空港は米子鬼太郎空港と呼ばれています。また県内いたるところに温泉があり、松葉ガニに代表される海の幸や20世紀梨などの山の幸もお陰さまに負けないくらい山ほどありますのでコロナが落ち着きましたら是非いらしてください。

さて鳥取県支部は渡部隆夫支部長以下、副支部長2名、常務理事1名、理事3名、監事2名の9名の役員と事務職員1名で構成されています。被保険者数は令和4年4月現在1,499名で、1種組合員231名、2種組合員22名、3種組合員706名、家族は全体で540名、後期高齢者組合員は33名です。支部の保健事業は健康診断に対する補助、健康講演会や各地区の健康増進事業への補助を行っています。コロナ禍でなかなか人が集まるイベントは開催しにくい状況ですが、オンラインを利用した講演会なども行っております。

今年は寅年で、それも36年に一度の五黄の寅年にあたり金運奇跡の年とされているそうです。鳥取県支部のある鳥取市の賀露（かろ）神社には、全国でも珍しい虎の狛犬？が鎮座しており、また渡部支部長は五黄の寅年の生まれです。本組合が、金運奇跡の年になるということは組合員が健康であることを意味しますので、そのような一年になればと思います。

常務理事 小濱裕幸



香川県支部

その昔、「万葉集」に柿本人麿が「玉藻よし讃岐の国は国柄か 見れども飽かぬ神柄か・・・」と讃えて詠んだように、我が香川県は北は瀬戸内海、南はなだらかな山並みに抱かれた風光明媚な土地柄です。

話題としては少し古いのですが、N.Y.タイムズが世界中で「2019年、行くべき52ヶ所の旅行先」として選ばれたのが「瀬戸の島々」で日本唯一の第7位ランクインという快挙を果たしました。代表する風景として三豊市の「紫雲出山の夕暮れ」の桜の写真が選ばれました。今年「海の復権」をテーマに掲げ、瀬戸内国際芸術祭（春・夏・秋会期）も開催予定ですので是非足をお運び頂き世界に誇る多島美を有する瀬戸内海を満喫して頂きたいと思えます。

他には「森の石松の代参」で有名な海上信仰の金刀比羅宮（こんぴらさん）・オリーブ、二十四の瞳が代名詞の小豆島・源平古戦場の屋島・珍しい海城の玉藻城・日本三名園にも劣らない栗林公園・現存する木造天守と石垣美の丸亀城・空海生誕の地にある四国霊場75番札所、善通寺・地中美術館で有名なアート島の島、直島・本州と四国を結ぶ瀬戸大橋などの見どころスポットが数多く存在します。

さて香川県支部は令和4年4月1日現在、1種組合員411名（家族774名）2種組合員50名（家族47名）3種組合員1,210名（家族155名）後期高齢者組合員45名、総数2,692名となっております。支部組織は顧問1名、支部長1名、副支部長2名、常務理事2名、理事6名、監事2名の14名と職員1名で構成しています。

支部単独事業としては一般健康診断、節目健診、B型肝炎抗体検査事業等への補助・健康家庭への記念品の贈呈・各種スポーツ大会への助成などを行っています。

また令和3年度より「がん検診及び特定健診受診率向上推進モデル事業」を立ち上げ、自院での歯科健診の実施率向上も含めて担当役員が各郡市に赴き組合員に説明し協力を仰ぐこととしています。

今後共、組合員の健康の維持、増進に向けて役職員一同、鋭意努力していく所存です。



紫雲出山から瀬戸内海を望む



歯科医療専門学校の輝手桃

令和4年度4月からの保険料について

令和4年度の国民健康保険料額は以下の通りです。昨年度からの金額の変更はありません。

◆1種組合員及び高齢者組合員のうち対象者に賦課される所得割賦課額

	月額所得割賦課額（円）	年額所得割賦課額（円）
医療法人・非保険診療者（矯正標榜者含む）※	32,500	390,000
上限賦課額	32,500	390,000
下限賦課額	4月 1,900 5月～3月 1,600	19,500
前年の保険診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない医院	年額算定後、支部事務所にて月額を決定	前年の保険診療報酬の合算額の1000分の6.5を乗じた額

※医療法人（各医療機関ごと）・非保険診療者は、所得割賦課額の変更申請を行うことができます。変更申請は令和4年6月末迄。

- ◆1種組合員・後期高齢者組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の方の所得割賦課額を免除。
- ◆1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の方の所得割賦課額を免除。
- ◆後期高齢者組合員が開設・管理する医療機関において、本人以外の1、2種組合員が診療に従事している場合は、所得割を賦課。
- ◆1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除。

◎保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親（離婚などにより独りで生計を営んでいる女性）の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの方は後期高齢者支援金賦課額を免除、2人目以降の方からは基礎賦課額も免除します。

対象の方に賦課される月額保険料は以下の通りです。

対象者	月額保険料（円）
義務教育の子供1人目（均等割賦課額のみ賦課）	6,000
義務教育の子供2人目以降	全額免除

※再婚等により生計形態が変更になった場合は、免除が終了します。変更時は、必ず支部事務所までお知らせください。

◆組合員・家族に賦課される均等割賦課額等

40～64歳の方 均等割賦課額+後期高齢者支援金等賦課額+介護納付金賦課額
 上記以外の75歳未満の方 均等割賦課額+後期高齢者支援金等賦課額
 後期高齢者組合員（75歳以上の方） 後期高齢者賦課額

1種組合員				
保険料内訳	本人		家族	
	40～64歳 以外の方	40～64歳	40～64歳 以外の方	40～64歳
均等割	8,600	8,600	6,600	6,600
後期支援金	3,400	3,400	3,400	3,400
介護納付金		3,900		3,900
月額	12,000	15,900	10,000	13,900

3種組合員				
保険料内訳	本人		家族	
	40～64歳 以外の方	40～64歳	40～64歳 以外の方	40～64歳
均等割	9,000	9,000	6,000	6,000
後期支援金	3,400	3,400	3,400	3,400
介護納付金		3,900		3,900
月額	12,400	16,300	9,400	13,300

2種組合員				
保険料内訳	本人		家族	
	40～64歳 以外の方	40～64歳	40～64歳 以外の方	40～64歳
均等割	16,500	16,500	6,000	6,000
後期支援金	3,400	3,400	3,400	3,400
介護納付金		3,900		3,900
月額	19,900	23,800	9,400	13,300

後期高齢者組合員				
保険料内訳	本人 (75歳以上)	保険料内訳	家族	
			40～64歳 以外の方	40～64歳
		均等割	6,600	6,600
後期高齢者 賦課額	5,000	後期支援金	3,400	3,400
		介護納付金		3,900
月額	5,000	月額	10,000	13,900

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料免除について

※申請書類等、詳しくは、支部事務所までお問い合わせください。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヵ月間に休診日・祝日を除き連続10日間以上を休診または休職し、医業収入/給与収入が減少した組合員

【保険料免除期間】

1ヵ月間

【申請書類】

- 国民健康保険料減免申請書
- 保険料免除を受ける対象者が2種・3種組合員の場合：給与台帳等、収入減少が証明できる添付書類

75歳の誕生日を迎える1種組合員の皆様へ

75歳の誕生日を迎えると、自動的にすべての方が全国歯の被保険者資格を喪失し「後期高齢者医療保険」へと移行し医療給付を受けます。ただし、届出により後期高齢者組合員として引き続き当組合に残り、保険給付や保健事業を受けることができます。また、家族や従業員の方は、引き続き全国歯の被保険者として医療給付や保健事業を受けることができます。

後期高齢者 賦課額	(1人月額) 5,000円 (年額) 60,000円
家族・従業員 への対応	<p>後期高齢者組合員として残ると、75歳未満の家族や従業員はこれまでどおり、当組合の被保険者として医療給付や保健事業を受けることができます。</p> <p>○後期高齢者組合員の家族の均等割賦課額 (1人月額) 6,600円</p> <p>2種組合員 (1人月額) 16,500円</p> <p>3種組合員 (1人月額) 9,000円</p>

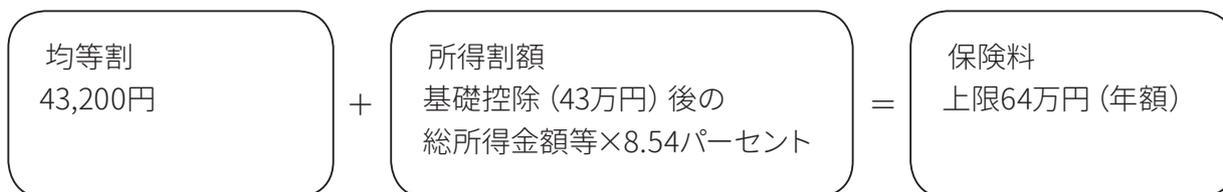
※例えば、1種組合員だった方が75歳になり栃木県の後期高齢者医療広域連合へ加入。

全国歯の保険料とは別に、後期高齢者医療広域連合の保険料の支払いが発生します。

●栃木県後期高齢者医療広域連合の保険料の決め方●

保険料は、被保険者個人単位で算定・賦課されます。

〈令和3年度の場合〉



◆こんなときは後期高齢者医療広域連合 交付の保険証を使用し、給付を受けます。

- ・医療を受けるとき
- ・医療費が高額になったとき
- ・入院したときの食事代や居住費
- ・あん摩・マッサージ・はり・きゅうの施術を受けるとき

【栃木県後期高齢者医療広域連合の場合】

- ・被保険者が亡くなったとき、その葬儀を行った方に5万円の支給
- ・年に1回、基本項目(身体計測、血圧測定、問診、脂質検査、肝機能検査等)の健診

後期高齢者医療広域連合

+

全国歯科医師国保組合後期高齢者組合員

多くの後期高齢者医療広域連合では、全国歯のような保健事業の支給は行っていません。生命保険や医療保険のような保健事業が月額5,000円で受けられます。またご家族や従業員の方が市町村国保に加入した場合の保険料や保健事業と比較いただくと、全国歯の後期高齢者組合員として残っていただけるメリットも感じていただけます。

新型コロナウイルス感染症の影響による 傷病手当金の支給について

※詳しくはホームページにてご案内していますが、ご不明な点は、東京事務所までお問い合わせください。

対象者

以下のすべてに該当する人

- 給与等の支払いを受けている全国歯科医師国民健康保険組合の被保険者。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった。
- 上記により労務に服することができなかった期間に、労務に就くことを予定しており、労務に服することができなかったことにより給与等の全部又は一部を受けることができなかった。

※以下の場合には対象となりません（例）

■新型コロナウイルス感染症に感染したり発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため出勤を自粛した。

■医療従事者が患者の処置にあたった際に感染した、業務命令で訪れた出張先で感染した等については、業務上の事由による労災保険の休業補償給付の対象となる可能性があるため、労働基準監督署へお問い合わせください。併給はできません。

■出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた。

■事業主が事業を休止又は廃止した。

■自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない。

支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。

時効

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給申請ができることとなった日から2年間

支給額

(直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数

※給与等の全部又は一部を受け取ることができない場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※1日当たりの支給額は、30,887円を上限とします。

※規約第15条の「傷病手当金」は支給されません。

適用期間

令和2年1月1日～令和4年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。

(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヵ月まで)

※厚生労働省からの通知により適用期間が延長される場合があります。

提出書類

提出書類はホームページからダウンロードできます。

全国歯科医師 コロナ

検索

申請書類の提出及び、お問い合わせ先

以下に郵送してください。

〒166-0002 東京都杉並区高円寺北2-24-2

全国歯科医師国民健康保険組合

東京事務所 給付係 宛

電話03-3336-8818

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。
各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞ活用ください。

全国歯の保険給付・保健事業

保険給付割合

病気や怪我などで医師の診療を受ける際、被保険者証を提示することで医療の給付を受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 義務教育就学前の方 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
 - ・現役並み所得者 7割
 - ・一般所得者 8割

歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での組合員と全国歯に加入している家族の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。また、それに伴う調剤も給付対象外です。ご注意ください。

有効期限切れの被保険者証等の扱いについて

これまで支部事務所へご返却いただいた有効期限切れの各証は、法令改正により、ご自身で破棄していただくことが可能となりました。ご自身で破棄するときは、ハサミで細かく裁断するなど、個人情報にご注意ください。
※有効期限内に被保険者の資格を喪失した方は、支部事務所へ証の返還が必要です。

組合員の資格確認調査お知らせ(3年に1度)

令和4年5月頃に、現在被保険者資格を有する組合員(後期高齢者組合員を含む)で、医療機関が閉院・休院の1種組合員を対象とした組合員資格確認調査を実施します。

主な調査内容は、「被保険者の住所」「歯科医療の業務に従事しているか」等です。

令和4年7月31日までの高齢受給者証の負担割合が3割の方へ基準収入額適用申請書による負担割合の軽減について

高齢受給者証の負担割合が3割となった方でも、基準収入額(令和2年分のすべての収入額)によっては、基準収入額適用申請をすることで、負担割合が2割になる場合があります。詳しくは支部事務所へお問い合わせください。

人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で「特定疾病療養受療証」の有効期限が令和4年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

●申請手続きに必要な書類●

- 組合員と全国歯に加入している家族の所得を証明する書類
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき(※詳しくは★1)
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき(※型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。)
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき(※詳しくは★2)
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき(※詳しくは★3) など

●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★ 1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関を受診した場合、帰国後申請により医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、支給には数ヵ月を要します。

●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し
- 顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
- 調査に係わる同意書

★ 2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。

施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。

被保険者証持参での割引やサービスはあり得ませんので、十分ご注意ください。

また、同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★ 3はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■保険適用とならない受診内容

- 以下の場合、被保険者証は使えません。
- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など

- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意がない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・工作中や通勤途中の負傷（労災）
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）へは、組合から申請書をお送りします。

※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまで数ヵ月を要します。予めご了承ください。

●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 組合員と全国歯に加入している家族の所得を証明する書類
- （例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

◎限度額適用認定証の発行及び更新

70歳未満の方、及び70歳～74歳の方で現役並所得Ⅰ、Ⅱ（課税所得145万円以上690万円未満）の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された限度額適用認定証（住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関に提示すると、1ヵ月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。

更新される方は、お早目にお手続きください。

●申請手続きに必要な書類●

- 限度額適用認定申請書
- 組合員と全国歯に加入している家族の所得を証明する書類
- （例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

その他の保険給付の支給申請

◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

1種組合員 300,000円
 2種組合員 150,000円 3種組合員 100,000円
 1・2・3種組合員の家族 100,000円
 後期高齢者組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 亡くなった事実を証明する書類

◆移送費の支給申請

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に移送された場合に支給します。

ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠85日以上の子死産・流産を含む）した場合に支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 420,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し
- 直接支払制度に関する合意書の写し

◆出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が、出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により支給します。

ただし支給対象は、組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員（90日間を限度）

【支給額】 1日につき 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
- 申請書の医師、助産師の証明または出産した事実を確認できる書類
- 申請書の事業主の証明または産休の期間が確認できる書類

※傷病手当金が支給された期間は、出産手当金の支給は出来ません。

◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員本人が入院した場合、入院1日目から支給します。

ただし、同一年度内の支給期間は90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

1種組合員 4,000円
 2種組合員 1,500円 3種組合員 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

◆インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】 被保険者（後期高齢者組合員を除く）

【支給額】 年度ごと1名につき3,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

◎ 13歳未満は1名につき5,000円を限度（2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内）に支給。

【実施期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

【申請期限】

令和5年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- インフルエンザ予防接種補助金申請書
- 領収書（予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1) 本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2) (1) で対象となる1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）
- (3) 本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、合計に対し）30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和4年4月1日～令和5年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

令和3年度節目健診事業対象者（未受診者）の受診期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関へ積極的な受診が難しい状況にあったと思われる令和3年度の節目健診事業対象者（未受診者）に限り、節目健診の受診期間を1年延長します。

◎受診期間：～令和5年3月31日

◎申請期限： 令和5年3月31日（支部事務所必着）

がん検診のご案内

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

【がん検診の種類】それぞれ年1回まで

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1（胃内視鏡検査）	50歳以上	8,900円
胃がん2（胃部エックス線検査）	40歳以上	6,400円
子宮頸がん（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）	20歳以上	3,400円
肺がん1（胸部エックス線検査）	40歳以上	1,800円
肺がん2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）	40歳以上	3,100円
乳がん（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）	40歳以上	4,200円
大腸がん（便潜血検査）	40歳以上	1,300円

【実施期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

【申請期限】

令和5年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- がん検診補助金支給申請書
- 対象となる検診の領収書

※全額実費による検査の場合のみ支給対象となります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要です。

仕事のストレス・人間関係の悩みについて カウンセラーに相談してみましょう

臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびWebカウンセリング事業を行っております。

（面接の予約やご相談の関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や勤務先、ご家族等に伝わることはありません。）

◆電話カウンセリング◆

- ・相談料、通話料無料。
- ・1日1回20分程度。ご利用回数の制限なし。
- ・面接カウンセリングに移行できます。

プライバシー厳守

専用ダイヤル：0120-926-189（無料）

◆面接カウンセリング◆

- ・年度内1人5回まで無料。
 - ・面接は1回50分程度（目安）。
- （6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。料金はカウンセリングルームにより異なりますので、全国歯ホームページをご覧ください。）

◆Webカウンセリング◆

- ・ホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。
- メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

◆特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「セット券」をお送りします。

受診が可能な詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご確認ください。

【診査内容】

基本項目	質問（問診）	費用は無料
	身体測定	
	理学的所見（身体診察）	
	血圧	
	血中脂質検査	
	肝機能検査	
	血糖検査	
	尿検査	

医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

【受診期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

◎セット券を紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。

歯科健診のご案内

◆院長の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。ご協力をお願いします。

【対象者】

2・3種組合員及び被保険者である1・2・3種組合員の家族（健診時18歳以上の者）

【受診期間】

令和4年4月1日～令和5年2月末日

【実施場所】

1種組合員の家族は自家の診療所、2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用されている1種組合員の診療所

【支給額】

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施医療機関へ支給します。（実施期間内1度限り）

【申請期限】

令和5年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部事務所へご提出をお願いします。

問診用紙

歯科健診診査用紙（組合提出用）

ジェネリック医薬品差額通知について

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しております。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

医療費通知について

年に6回、医療費通知を送付しております。

医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、組合では適正に医療機関から請求がされているか、必ずご確認ください。

医療機関等から提出されたレセプトに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。

医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がありましたらご連絡ください。

【送付時期について】

送付月	記載内容
2022年 6月	2022年 1～ 2月受診分
2022年 8月	2022年 3～ 4月受診分
2022年 10月	2022年 5～ 6月受診分
2022年 12月	2022年 7～ 8月受診分
2023年 2月	2022年 9～ 11月受診分
2023年 4月	2022年 12月受診分

※再発行はできません。

後期高齢者組合員 保健事業のお知らせ

◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

(後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める)

【支給額】入院1日につき4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

**◆後期高齢者組合員のための
節目健診のご案内**

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1) 本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
- (2) (1)で対象になった後期高齢者組合員の被保険者である配偶者

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、(受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して)30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和5年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- 節目健診補助金支給申請書
 - 対象となる健診の領収書
- ※令和3年度の節目健診事業対象者で未受診者に限り、受診期間を1年延長しております。
詳しくは、p.20の『節目健診のご案内』をご覧ください。

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。

また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

[支部事務所連絡先]

栃木県支部	028-648-0472	鳥取県支部	0857-23-2621
山梨県支部	055-252-6481	香川県支部	087-851-4965
青森県支部	017-777-4907	徳島県支部	088-631-3977
岐阜県支部	058-274-6110	高知県支部	088-823-7369
富山県支部	076-432-9666	新潟県支部	025-250-7755
滋賀県支部	077-523-2787	岩手県支部	019-623-1571
京都府支部	075-812-8495	石川県支部	076-251-1011
岡山県支部	086-224-7777	長野県支部	026-222-8020
山口県支部	083-928-8020	福井県支部	0776-25-6108
島根県支部	0852-24-2757	沖縄県支部	098-996-3571

届出が必要なのは、こんなとき

各事務所に
承ります。

◎交通事故にあったとき

交通事故などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。被保険者証を使って診療を受けた場合は、必ず支部事務所へご連絡ください。加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの第三者によるものと思われるけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがあります。ご協力をお願いします。

◎退職等するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

◎資格喪失（退職等）後、全国歯の被保険者証を使用して医療機関を受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、全国歯が負担した7割または8割の医療費について、返還して頂く必要があります。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入の健康保険資格喪失証明書
（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更になるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証
（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎被保険者証を紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 再交付申請書
- 返納不能届書
- 始末書

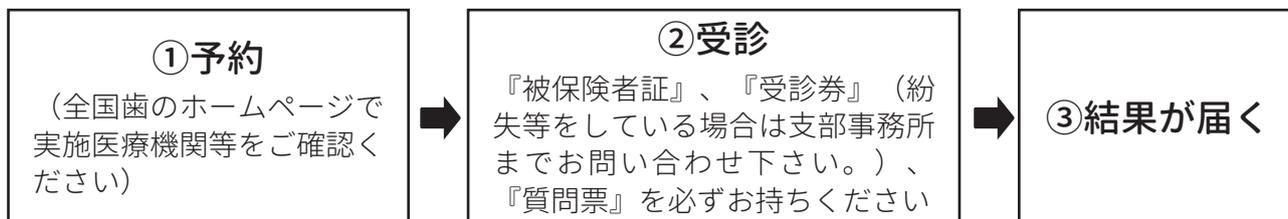
紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておく、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関
（株）シー・アイ・シー（クレジット系）
0120-810-414
全国銀行個人信用情報センター（銀行系）
0120-540-558
日本信用情報機構（消費者金融系）
0570-055-955

特定健康診査を受診された方に1,000円分のQUOカード (ジェネリック医薬品お願いカード)を進呈します！

QUOカードは、約6万のお店でご利用いただける、全国共通のギフトカード（商品券）です。

【特定健康診査 受診の流れ】



当組合が、受診を確認でき次第QUOカードをお送りします。（年度内1度のみ1枚まで。）

当組合が受診を確認できるまでに、数ヵ月を要しますのでご了承ください。



イメージ図

なお、事業主が保険者の求めに応じて行う、特定健診項目に該当する健診結果データの提供は、法令に基づく提供であるため個人情報保護法に制限されず、従業員本人の同意なく行うことができます。

1種組合員(事業主)様へ 事業者健診結果提供のお願い

事業者健診(※)結果と質問票(要記入)を支部事務所へ送付いただければ、特定健康診査を受診したものとみなし、QUOカードを進呈します。また、健診結果データが保健指導の対象となる場合は、その従業員の方に、特定保健指導のご案内をいたします。

事業主の皆様には、従業員の方に特定保健指導を受ける機会を確保し健康管理に役立てていただくために、事業者健診の結果データをご提供いただきますようよろしくお願いいたします。

※事業者健診は、事業主健診とも言われており、従業員に対して実施する定期健康診断のことです。

【対象者】

当組合にご加入で、事業者健診を受診された40歳～74歳までの方

【ご提供いただきたいデータ】

事業者健診結果（結果票等の写し）〔健診項目〕内容がすべて記入されているもの

質問票（要記入）P.26の質問票をコピーもしくは当組合のホームページよりダウンロードしてください。

【健診項目】

健診日、身長、体重、BMI、腹囲、血圧（収縮期・拡張期）、尿検査（糖・蛋白）、血中脂質（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、糖代謝（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）

全国歯 特定健診 検索

WEB利用も
選べます！

特定保健指導ご利用案内

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の2つの方法からいずれか1つをお選びください。（重複利用不可）

【パターン①】 特定保健指導を実施している医療機関等を利用

特定保健指導は事前に予約が必要です。

実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。

実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

または

【パターン②】 WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）を利用



スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

① 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方にはWEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。

② WEB面接の予約をしましょう

ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を希望する日をご予約ください。

③ 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨をお知らせするメールをお送りします。また、初回のWEB面接で使用するテキスト等がお手元に届きます。

④ 初回面接を受けましょう

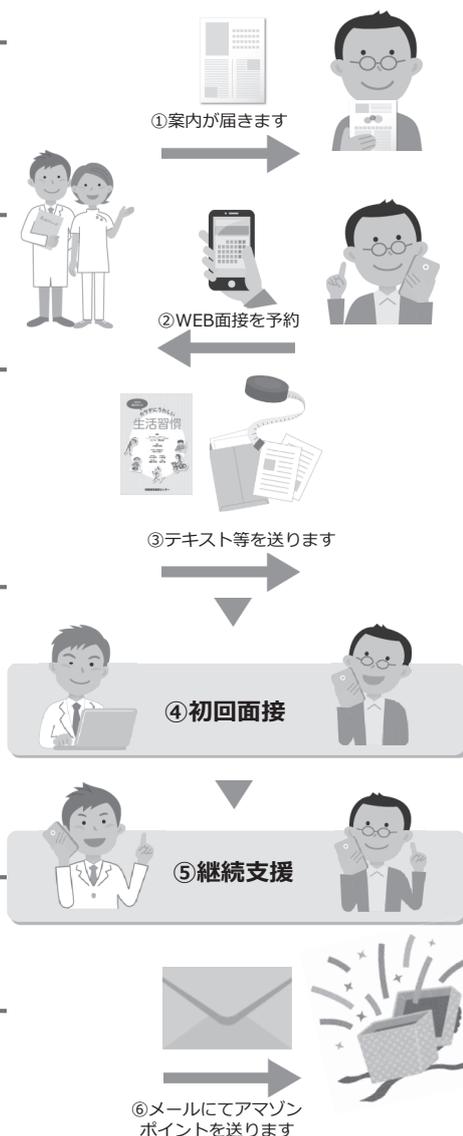
予約日時になったら、メールに記載のURLをクリック、面接を開始します。面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ちの端末で受けられます。職場、自宅など場所も自由です。Wi-Fi環境を推奨します。

⑤ 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえて電話にて継続支援を行います。

⑥ アマゾンポイントをプレゼント

継続支援を受けられた方へアマゾンポイント（1000ポイント）を差し上げます。ポイントはメールアドレスへお送りします。



質 問 票

保険者番号	保険者名
093013	全国歯科医師国民健康保険組合

氏 名	
生年月日	
記 入 日	

※ 各自ご記入下さい

No.	質問項目	選択肢	解答欄
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無 ^{※①}		
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ	
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ	
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ	
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
6	医師から、慢性腎臓病や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい ②いいえ	
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ	
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者であり、最近1ヶ月間も吸っている者」）	①はい ②いいえ	
9	20歳のときの体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ	
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	①はい ②いいえ	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	①はい ②いいえ	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ	
13	食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	①はい ②いいえ	
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1号（180ml）の目安：ビール500ml、焼酎（25度）110ml、ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1 合未満 ②1～2 合未満 ③2～3 合未満 ④3 合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③近いうちに（概ね1ヶ月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）	
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか？	①はい ②いいえ	

※①医師の診断・治療のもと服薬中の者を指す。

HPからもダウンロード可能です

健康管理アプリ「カロミル」で 食事と運動の生活習慣を改善し、 健康に近づこう！



ご家族の皆様も
利用可能



一人だと続かないことも
みんなでやると続けやすい



食事記録や歩くことで
自分の生活行動がよくわかる



食事・体重・運動を



かんたん記録

健康管理アプリ「カロミル」

パシャッと
撮るだけ！
自動で解析！



カロミルで 食事と運動の 生活習慣を記録



みんなと一緒に
楽しく健康管理を
してみませんか♪



カロミルご利用ガイド(初期設定)

1

QRコードを読み取って
アプリをダウンロード

「入手」ボタンを
押してインストール

※アプリダウンロード済みの方は、④へ

2

「スタート」を
押します。

性別・生年月日・都道府県・
身長・体重を入力して
「登録」を押します。

3

データ利用についての説明を
読み、「同意して始める」を押し
ます。

端末の写真から自動で解析の
「機能をON」を押します。

4

データ連携でヘルスケア
またはGoogleFitを押して、
「スタート」を押します。

5

アプリ内の右下「メニュー」
から「アカウント」を押します。

「本会員登録」を押します。

6

本会員登録の方法を選択。
メールアドレス登録の場合は、
アドレスとパスワードを入力後します。

「登録」を押し完了です。

カロミルで食事と運動の ヘルスケアイベント(予定)

最近、体重が気になる、自分の食生活が気になる
1人だと難しい食事管理も、チームのみんなと一緒になら実現できるかも…？
カロミルを使って、楽しく健康管理をしてみませんか♪



食事の記録方法

健康管理アプリ「カロミル」 

▶ 画像解析で記録する



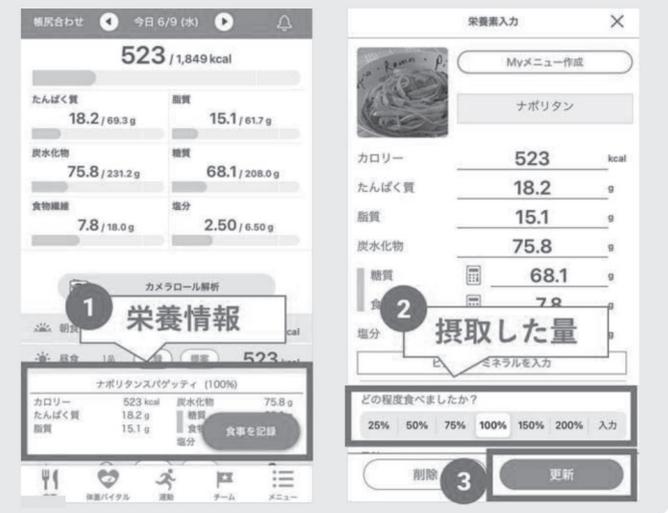
- 1 カロミルアプリを開く
- 2 食事を記録をタップ
- 3 写真マークをタップ
- 4 写真を撮るをタップ
- 5 写真を撮影し、決定をタップ
- 6 3つの候補から食べたメニューを選択。
- 7 候補に無い場合は「メニューを探す」から検索
- 8 摂取量を変更する場合、候補の右のアイコンをタップ

▶ 食事を検索して入力する



- 1 食事を記録をタップ。
- 2 検索したいメニューを入力します。
- 3 該当のメニューを選択すると、登録が完了です。
※外食 or 一般料理で検索を絞ることもできます

▶ 食事の摂取量を変える



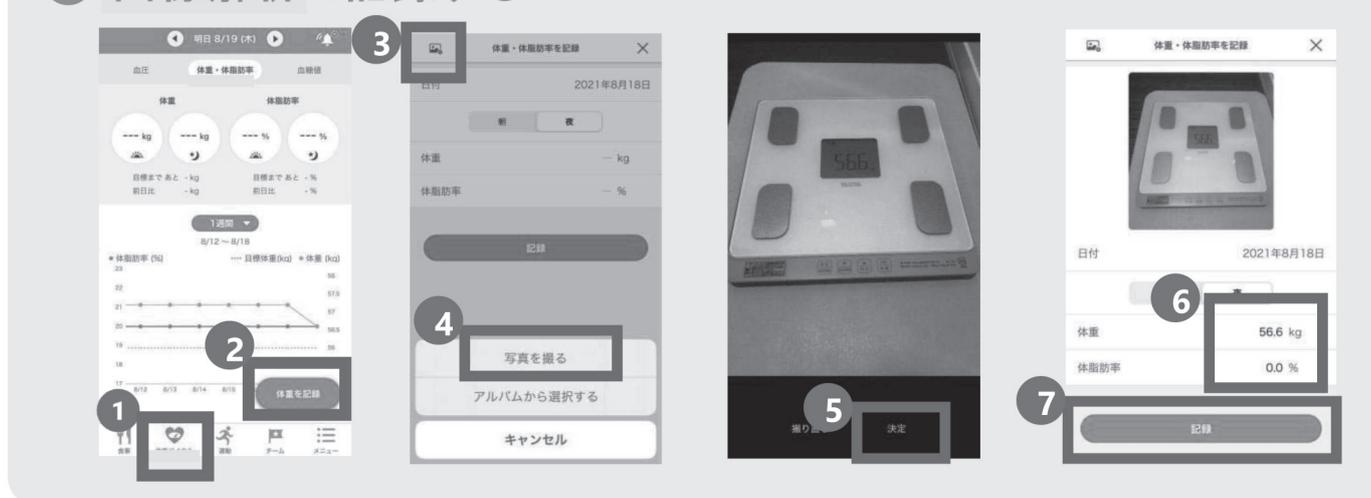
- 1 メニューを選定するとトップ画面に栄養情報が表示されます。
- 2 対象のメニューを押すと摂取した量を%で変更できます。
- 3 例えば、半分食べた場合は50%を選択し、「更新」を押してください。

体重・体脂肪率・血圧の記録方法

健康管理アプリ「カロミル」

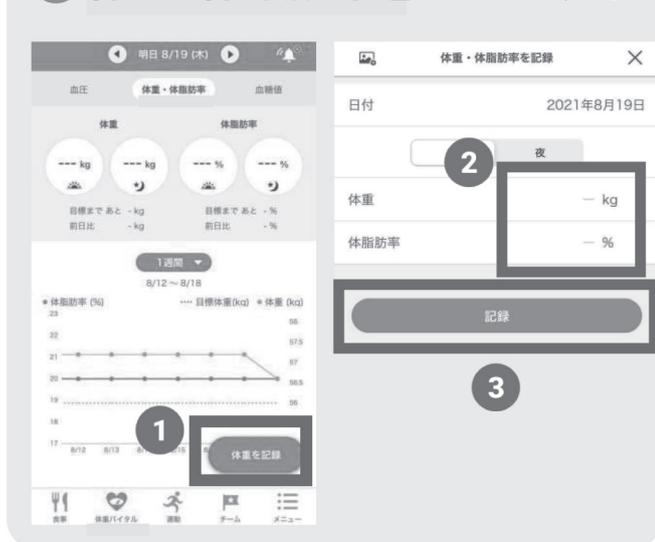


▶ 画像解析で記録する



- 1 「体重バイタル」をタップ
- 2 「体重を記録」をタップ
- 3 写真マークをタップ
- 4 写真を撮るをタップ
- 5 写真を撮影し、決定をタップ
- 6 数字の変更ができます。
- 7 記録をタップして、登録完了です。

▶ 体重・体脂肪率を手入力する



- 1 「体重を記録」をタップ
- 2 タップして、数字を入力します
- 3 記録をタップして、登録完了です。

▶ 血圧を入力する



- 1 「血圧を記録」をタップ
- 2 タップして、数字を入力します
- 3 天候も選ぶことができます。
- 4 更新をタップして、登録完了です。

令和3年 秋の叙勲受章



旭日小綬章

みつ づか けん じ
三 塚 憲 二 先生
(昭和22年2月12日生)

【功勞種別】 保健衛生功勞

【略 歴】

●全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

平成20年4月1日～ 理 事

平成23年3月31日

平成23年4月1日～ 常務理事

平成27年7月31日

平成27年8月1日～ 副理事長

平成29年7月31日

平成29年8月1日～ 理 事 長

現 在

●日本歯科医師会関係

平成3年4月1日～ 委 員

平成15年3月31日

平成15年4月1日～ 代 議 員

平成25年6月29日

平成25年6月21日～ 副 会 長

平成27年6月19日



旭日小綬章

かす が し ろう
春 日 司 郎 先生
(昭和22年1月22日生)

【功勞種別】 保健衛生功勞

【略 歴】

●全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

平成23年4月1日～ 組合会議員

平成26年7月31日

平成25年8月1日～ 理 事

令和元年7月31日

令和元年8月1日～ 常務理事

現 在

●日本歯科医師会関係

平成18年4月1日～ 代 議 員

平成23年3月31日

平成23年4月1日～ 理 事

平成25年6月21日



旭日双光章

い かわ まさ のり
井 川 雅 典 先生
(昭和25年11月1日生)

【功勞種別】 保健衛生功勞

【略 歴】

●全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

平成7年11月6日～ 議 員

平成23年3月31日

平成23年4月1日～ 副 議 長

平成25年7月31日

平成25年8月1日～ 議 長

平成27年7月31日

平成27年8月1日～ 議 員

現 在

発 行 所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2 03-3336-8818

発 行 人 三塚 憲二

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ
<https://www.zensikokuho.or.jp>

ぜひご利用ください!

組合員専用ページのパスワード「648077」

組 合 報 No90 2022年5月号